

国土交通省 北陸地方整備局

富山河川国道事務所

Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料

令和5年7月20日 配布:県政記者クラブ

扱い:配布後解禁

大雨時の通行止め基準を緩和します

~国道160号氷見市宇波~薮田間~

富山河川国道事務所では、国道160号富山県氷見市宇波 ~薮田における「異常気象時の事前通行規制区間※」につ いて、以下のとおり「規制基準(雨量)」を緩和しますの で、お知らせします。

※ 大雨時に全面通行止めとなる区間

記

時:令和5年7月25日(火)9時 Н

区 間:国道160号富山県氷見市宇波~薮田(延長2.3km)

規制基準(雨量):連続雨量140mmを160mmに緩和します。

詳細は別紙を御覧ください。



法面崩壊(氷見市泊地先:H28年2月)



防災工事実施後(同箇所:R3年4月)

お問い合わせ先

たつや みなみだに

地域防災調整官 南谷 達也 TEL:076-443-4722 (直通)



国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 TEL: 076-443-4701(代)(夜間·休日)

HP https://www.hrr.mlit.go.jp/tovama/

Twitter https://twitter.com/mlit_toyama









[事務所HP] [Twitter] [YouTube]



大雨時の事前通行規制基準を緩和します ~国道160号氷見市宇波~薮田間~

〇概要

石川県七尾市と富山県氷見市を結ぶ国道160号の氷見市宇波~薮田間(延長2.3km)は、大雨による異常気象時に土砂崩落や落石のおそれがあるため、規制基準(雨量)に達した場合に通行規制(通行止)を実施していますが、防災対策工事を実施し、令和5年7月25日(火)9時から、連続雨量140mmを160mmに緩和します。

〇規制基準(雨量)の見直しに至る経緯

当該区間において、令和2年6月までに防災対策工事を実施しておりますが、その後、今回新たな基準とする連続雨量160mmを超過する雨量経験を経て、学識経験者を含む委員会の評価・見解をいただき、規制基準(雨量)を緩和することとしました。

○規制緩和の効果

規制基準(雨量)による通行規制は、5年に1回程度から10年に1回程度への減少が期待されます。(規制基準(雨量)による通行規制は平成8年度から令和4年度までに5回の実績有り)

